

平成25年度第1回 千葉県情報公開推進会議会議録

- 1 会議の日時 平成25年5月29日(水) 午後2時10分から午後4時
- 2 会議の場所 千葉県庁本庁舎1階 多目的ホール
- 3 出席者の氏名

(1) 委員

伊藤さやか委員、井上隆行委員、勝又照寿委員、桑波田和子委員、渋沢茂委員、菅野泰委員、中谷弘美委員、松村雅生委員 (委員：五十音順)

(2) 事務局

及川洋一政策法務課副課長、鈴木信行政策法務課副課長(情報公開・個人情報)、情報公開班、個人情報・相談調整班職員

- 4 会議に付した議題 苦情処理等の報告について
- 5 議事の概要

事務局(上川)

本日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。廣幡委員からは欠席の御連絡をいただいております。高橋委員は遅れているようです。ただ今の出席委員は半数を超えており、定足数に達しております。

ただ今から平成25年度第1回千葉県情報公開推進会議を開催いたします。

この会議は公開で行われており、傍聴要領の定めによりまして、傍聴人が来られる予定です。

また、この会議は議事録を作成することとなっておりますので、録音を取らせていただきます。作成された議事録は、御発言された方の氏名も含めて、千葉県のホームページに掲載し公表することとしております。

それでは、議事の進行につきまして、会長、よろしく願いいたします。

松村会長

それでは、審議に入りたいと思います。まず、会議録署名人でございますけれども、伊藤委員にお願いいたします。

伊藤委員

はい。

松村会長

よろしく願いいたします。それではまず、本日の議題案件につきまして、皆様方から御意見をいただきまして、それから1時間ほどでそれを終わります。その後、まだお出でになっておりませんが、傍聴の方がいらっしゃった場合には、傍聴の方から御意見を2、30分いただくという予定にしたいと思っております。

菅野委員  
松村会長  
菅野委員

それではまず、議題のところにありますように、苦情処理等の報告についてでございます。苦情処理調査部会の菅野部会長から御説明をお願いいたします。

はい。

よろしくをお願いいたします。

それでは、苦情処理調査部会の報告を、部会長菅野から、この間の苦情処理の結果等について、御報告いたします。

今日、皆様に配布されました資料の、25年度第1回千葉県情報公開推進会議会議資料の1ページ、この間、平成17年から平成24年までの苦情の申立件数、それから、処理件数などが記載をされています。昨年度は19件、24年度は19件の申立てがありました。23年の苦情申立ての件が、2件残っておりまして、本会議までに21件の苦情を調査の上、処理をしたという結果になっております。

それでは、順次、簡単に説明して、問題があったところについては、少し時間をかけて説明させていただくと。もし、長くなりそうでしたら、途中で休憩をいれますけれども、なんとか、3、40分で、説明ができるのであったら、休憩をいれずに、終了させていただきたいと思っております。

それでは、皆さんにお配りした会議資料の、今の苦情の全体の次にあります、苦情申立て一覧表、ここに21件の苦情の申立てと処理結果が記載をされております。順次説明をさせていただきます。

まずは、23年度の苦情24、それから、苦情25、この2件についてですけれども、苦情の内容については、ここに記載をされています。情報公開審査会からの答申がなされたのに、それを実施機関が決定をしないということに対する苦情だと理解をいたしました。そうであるとする、この苦情については、下に処理結果通知のところを書いてありますけれども、開示決定等について行政不服審査法による不服申立てを行った場合における当該不服申立てに係る苦情と判断できますので、これは推進会議で審議できる苦情ではないという結論になりました。そして、そういう意見で処理をいたしました。なお、参考というところを書いてありますが、結果論としては、これについては、その後、24年8月30日に苦情申立てを受けたものについては、決定をされて、その後進行をしたと報告を受けております。

2つ目ですけれども、苦情25、23年度の苦情の最後のものですが、これは規則等がきちんと整備されてないと、これは公安委員会と警察本部長に対する苦情申立てということになります、中身を調べ

ていきましたところ、処理結果通知のところに書いてありますが、この件は、千葉県個人情報保護条例の規定による開示決定、部分開示決定に係る苦情であったということが判明をしました。したがって、情報公開条例に対する苦情ではありませんので、申立てには応じることはできないという処理がなされております。

それから、昨年度の1号になりますが、24年度の1号、苦情1、2ページ目になります。苦情の内容は、異議申立ての決定書の送付手続がでたらめだ、決定を故意にしなかったために、決定書謄本を送付書を付けずに送ってきたという内容でした。内容を調べてみたところ、県の特定の担当課、この場合は、保険指導課ということになりますが、決定書を苦情の申立人に送付した際に、送付書を付けずに送付してきたということに対する苦情と認められました。したがって、これについても、情報公開に関わる苦情と認められませんでしたので、応ずることができないという処理になりました。

それから、苦情2、2ページ目ですけれども、これは担当者が電話中という、故意に放置する、要するに、請求書の写しを交付しないということに対する苦情ということでありました。これも調査をしましたところ、情報公開・個人情報センターの窓口の担当職員が受け付けた開示請求書の写しを、要綱によると、コピーを交付しなければならないのですが、それを交付しなかったということが、現実にあったようです。ただ、これは申出人が後日でいいということで、交付をしなかったということが調査の結果わかりましたので、不適切な点はないという処理で行っております。

それから、3件目、苦情3ですが、カラーコピーの値段の話、要するに、カラーコピーの値段が高過ぎるということと、それから、A4とA3、確かに、大きさが違うのですけれども、それが同一の料金であるというのはおかしいという苦情です。情報公開をして、その後の、いわゆる開示を受けてからの処理ということになりますので、広い意味では、情報公開に関する苦情と理解をしたということで、調査をしました。結論的には、いろいろな事情がありますので、コンビニですとA4が50円なのに、なぜ、70円もとるのかということは、いろいろな計算上、70円という計算をしているのは、やむを得ないだろうということで、そういう結論です。ただ、下の4行に、他の都道府県でどのような料金を設定しているのか、こちらとしても、十分調べているわけではないので、千葉県以外の都道府県の状況を調査をするなどして、もし、千葉県だけが突出して高いということになれば、是

正をしていただければならないということで、調査をしてくださいということで終わっています。

それから、苦情4ですけれども、窓口の対応で、きちんと対応しない、対応が悪いということに対する苦情でした。これも調査をしたところ、保険指導課が行政文書開示請求に対して行った補正の求めに、不満がある申出人が、補正の求めの取消しを、保険指導課ではなくて、事情を知らない情報公開・個人情報センターの担当者に求めたということによって、生じた苦情だということ判明いたしました。結果的には、いわゆる、補正に対する苦情ということが、根本的にあるのですけれども、補正を求めた行為自体は、特に条例に反するようなことは見られませんでしたので、申立人の苦情というのは、苦情を申し立てるべきところが違ったということで、特に問題にならないということで、不適切な点はないという処理をいたしました。

それから、4ページ目、苦情5、この苦情は、開示請求に対する行政文書の内容の表示に問題がないとしながら、決定期日で補正要求をされたという苦情でした。それで、窓口担当者にこの表記で問題がないと確認してもらって、收受しているのに、補正請求するのはおかしいのではないかと苦情で、調査の結果、処理結果通知のところに書いてありますけれども、基本的には、実施機関が通知をした補正に関する苦情であったということになります。補正そのものについては、特に問題がないという判断になりましたけれども、情報公開請求が出されて、30日以内に公開をすとなっていますが、30日目に補正の通知がなされるということが判明しましたので、補正をするのであれば、もっと早く補正をすべきだろうということで、処理結果通知としては、情報公開制度が有効に機能するためには、行政文書を開示するかどうかを適切、かつ、迅速な決定を行うと、速やかに決定されたものに開示をするということは不可欠だということで、30日目になって補正通知をするのは、いかがなものかということで、処理結果を行いました。是正までは必要がないということで、是正まではしておりません。

それから、苦情6ですが、申立人が、5月22日に、6月2日2時からの閲覧を10時からに変更したいという話をして、承諾してもらったのに、変更になっていなかったという苦情でした。これも広い意味では、開示に対する苦情ということになりますので、調査をいたしました。調査の結果、実施機関及び苦情申立人からそれぞれ出されたものをよく聞いて調査をいたしました。変更を申し出たというき

ちんとした証拠は見つからなかったということで、判断としては、変更の申出はなかったという結論になりました。そうである以上は、不適切な点はないということになります。ただ、参考ということで、ここに書いてありますが、2時からを10時に申出人は変更したと、10時に来て結果としては、実施機関が対応をして開示が行われたと報告されております。結果はオーライであったということになっております。

それから、5ページ目、苦情7、苦情8ですけれども、後で、皆さんに御意見をいただく苦情になるかもしれません。苦情7、8は、関連するものですので、さらに、8ページ目の苦情13は、苦情7、8に関連して起こりましたので、3つを併せて御報告をしたいと思えます。いずれも教育委員会、実施機関が教育委員会、教育総務課というところのようです。それで、苦情7は、教育委員会のここに書いてある担当課に、分掌表と座席表の開示を求めた事案のようです。苦情の内容のところに書いてありますが、苦情申出人が情報公開をした少し前に、すでに同じものを他人が公開請求をして、すでに公開をされていたと。それで、そのために、実施機関としては、すでに公開されていますので、同じ形になるのですけれども、手続き的ないろいろな問題を考えて、情報提供で実施をしたいという申出をしたと。それで、苦情申出人からすれば、情報公開請求を自分はしているのだから、情報公開請求手続き、条例による手続きでやって欲しいというあくまでも希望を持っていたと。それから、情報提供でやって欲しいという、情報提供でできますよという通知を出したときに、併せて実施機関が情報公開請求の取下書を同封して送ってしまったということで、申出人からすれば、取下げを強要されたというように考えたということも苦情の1つになっていたようです。結果的には、処理結果等々に書いてあります。苦情7については、実施機関が申出人に対し、申出人に係る対象文書を情報提供で開示する旨申し出た時に、申し出たことは特別におかしなことではない、許容できるが、情報提供として開示する場合には、申出人の了解が必要であると考えられます。つまり、申出人は、情報公開請求をしているわけですから、それを提供という形に変えるのであれば、申出人の承諾が必要であったと。了解が必要であったと。ところが、そういうものも、つまり、了解をとらずに、一方的に情報提供でやりますという形で、文書等を送付をして、それで済ませるということは、情報公開制度の趣旨からは、不適切だということで、実施機関に対して是正の通知をいたしました。是正の通知は、非

常に抽象的な内容になっていますけれども、情報公開推進会議として、開示請求者から開示請求があった時は、実施機関は条例の定めによる事務の執行をすべきであると。実施機関において条例及び事務取扱要綱に定める事務の取扱いを十分に理解をして、適切な事務処理を行われたい。抽象的ないわゆる是正の意見になっていますけれども、趣旨は、条例に従って情報公開請求をされた場合には、順次手続きに従って処理をしてくださいという形で、苦情7は、そういう意味では不適切であったと。

苦情8はこれに関連するものなのですが、同じところで開示請求をしたことのようにすけれども、いわゆる申出人が開示請求をした書面というのは、いわゆる開示をするときに、まず、開示請求をした書面が、12課にわたるものであったということが前提となっています。1つの部署ではなく、12か所に該当すると。ですから、厳密に言うと、担当者が全部立ち会うとすれば、12の担当課になるということになります。それで、実施機関としては、説明する責務として、処理結果通知の3行目に書いてありますけれども、開示実施日に担当者が開示請求者に対して、立会いを求めていますけれども、開示文書の詳細な内容まで報告するという予定はしていませんということで、申出人が言うように、12人全員が全部説明をするために来るということは、この場合は、必要ないのではないですかということで、一応、開示文書の説明ができるという程度で、その立会人が立ち会えば足りると判断しましたので、これは申出人の言い分は認められないということで、特に、実施機関がそのように行ったことについて、問題はないということで、苦情8は承知をしました。

それから次に8ページに飛んでいただきます。苦情13ということで、苦情7、8に関連して、苦情13ということになったのですが。これは苦情の内容として、8ページを見ると、実施機関は情報公開請求があった場合、決定期間の延長を行うか、30日以内に開示するかどうかの決定をしなければならない。これは条例の規定です。教育委員会はこの規定を無視をして、30日以内に決定をせず、請求者の開示を受ける権利を侵害していると、こういう申し出でした。もう少し具体的に言うと、下の方に書いてある(1)7月9日教育委員会に開示請求をしたと。8月15日に教育委員会は30日以内の決定を行わず、「開示実施日時について」と題する書面を申出人に送ってきたと。その書面というのが、12課にわたる各課のスケジュール表を同封をして、この日は立ち会えるとか、この日は立ち会えないとかいうこと

が、その表には書いてあったと。このようになりますから、申出人が日にちを選択してくださいという趣旨で、送ったようです。そういうような形でしたので、調査の結果としては、8ページの下、処理結果通知のところに書いてありますが、担当課が複数課にわたる申出人の開示請求に対し、各課の担当者がまとめて説明できる日時を調整しようとした開示実施日時の調整等についての苦情だと。実施機関が速やかに開示すべき日時の調整を行うことがより好ましいことで、行うことができればですね、好ましいことではあるけれども、その調整ができない場合には、事務取扱要綱の規定に従って、決定通知書が開示請求者に到達するまでの日数等を考慮して、到達予定日から数日以降の通常の執務時間内の日時を指定をして、開示決定等を開示決定後速やかに開示決定通知を出すことをすべきだったということで、これについては、是正等の意見を出したということになります。是正の意見は、実施機関においては、条例12条及び13条の趣旨及び事務取扱要綱に定める事務の取扱いを十分に理解をし、開示を実施する日時が開示請求者と調整がつかない場合、開示を実施する日時は、決定通知書が開示請求者に到達するまでの日数を考慮し、到達予定日から数日以降の通常の執務時間内の日時を指定し、開示決定後速やかに通知を出すことをすべきであると。そういうような内容になっています。非常にわかりにくい話で、普通ではなかなか起こりえないですが、実施機関と苦情申出人の間で、信頼関係が形成されておきませんので、実施機関としては、話し合っ、開示日時等を調整することは困難だということで、一方的に、自分たちの都合を書いたものを送って、そちらで選べよという形で進めたということでございます。これはやはりあくまでも条例に基づいて開示請求しているわけですから、条例の規定に基づいて、30日以内ということを目途に当然開示決定をして、その後の開示の日時等は、事務取扱要綱に従ってやるべきだと。ですから、申出人等と調整ができなければ、それは、実施機関が条例、取扱要綱に従って、通知をすれば足りるということで理解をして、進めていったものであります。それができないかもしれない、いつ開示できるかわからない、ということで、中途半端にすることは、条例の趣旨に反すると苦情処理調査部会では判断して、推進会議で是正の意見を出したということです。

それでは次に、元へ戻ります。苦情7、8、13は、2件、処理結果通知に基づいて是正の意見を出したということになります。

苦情9は、窓口担当不適格者に対応させているのは間違いだという

ことが出ておりますが、要するに、苦情の申出をしたということになりますけれども、よく調査をしてみたところ、市販の書籍の写しの提供を実施機関に求めるという、情報公開請求対象外の事案でしたので、情報公開条例27条の2、3項の規定による情報公開に係る事務についての苦情ではないと判断をして、応ずることはできないことになりました。

苦情10は、関係ない文書を対象文書に特定をしたということでした。よく何のことかわからなかったのですけれども、取下げが出たということで、終わりました。

7ページになりますが、苦情11。行政文書不開示決定通知書を申出人に対し通知した際に、題名に、案というのが残ってしまった。ある意味では、非常にくだらない話なのですけれども、こういうことが以前にも現実的になされまして、たぶん、今回の苦情申出人と同じ人に対してだったと思いますが、コンピューターの都合上、たまにエラーとして残るようではございますけれども、文書を対外的に出すに当たっては、チェックをきちんとそれぞれの機関でするわけですから、これはちゃんとしてくださいということで、前にも同じようなことがあって、今回、また出されておりますので、実施機関に対して是正に関する通知をいたしました。文書規程等によりこのような事情が起こらないように制度として整備されているものの、運用としては不適切な事務の処理となったと。同様な事案が2度起きていますと。この点を踏まえて、このような事態が2度と再発しないよう、慎重な事務の処理に努められたいと。また、システムの改修により、再発防止が可能との実施機関の説明があり、実施機関において調査する必要があるのではないかと考えられる。こういうような意見を出しております。

続いて、苦情14番になります。9ページになります。これは、実施機関は教育委員会になります。同じ方が、7、8、13と苦情の申立てをされ、それで、苦情14の申立てをされたということになります。申立ての文書の中、苦情の内容の3行目のところに、本年度、貴会に対する苦情の申出は、つごう4回になるとわざわざ書かれております。教育委員会に対する苦情ということになります。内容的なことは、県教育委員会が、申出人の情報公開請求について、補正の求めをしたということが発端となります。それで、補正を求めるのは、後でこの会議でも議論をするということになっておりますけれども、形式上の不備があつて、情報公開文書等の特定ができないということがあつたときに、補正を求めて、補正がなされなければ、情報公開請求を



却下という扱いになりますので、補正というのは、行政行為としてなされているということになりますので、前提としては、形式上不備ということがなければ、補正を求めることができない。申出人もそういうことを前提としてと。それで、結果的には、苦情14は、情報公開請求をした対象文書が、実施機関の中で、対象課が32課、32か所にわたるということで、実施機関としては、32にわたるので、その中で、申出人が欲しい情報というのはどれだということで、確認したかったということのようです。申出人が情報公開請求の際に、すでに多数の課にわたるので、もし、そういうことがあれば、指摘をするようにという意見を付けて公開請求をしていたようです。したがって、補正を求めるということではなくて、ストレートにそういう聞き方をすれば、良かったのかなど。それを補正という形で、申出人に通知をしたということから、本件苦情が起こったとなります。それで、処理結果通知ですが、是正の意見を出しました。処理結果通知のところに書いてありますが、3行目に、実施機関がした補正の求めは、実質的には、請求者の意図を確認するものであったが、これこれの規定に基づき、補正を求めると記載されていると。文書上です。情報公開条例7条の2項の規定に基づき、補正を求めると文書上規定されました。そうだとすると、本件補正の求めについては不適切だということで、実施機関に是正を求めたという形になります。是正の内容は、苦情14ですけれども、実施機関においては、条例7条2項の規定により、開示請求書の補正を求めようとするときは、十分に検討して、適切な補正を行うよう努めるべきであるという形で、是正の意見を出しております。

それで、次に苦情15です。10ページになります。この10ページは、情報公開請求をされた行政文書が、開示請求をしなくても、閲覧できる、規則であったという、調査の結果、そういうことになりました。したがって、この件については、庁舎等の管理規則だったと思いますが、それを求めているということがわかりましたので、これは、情報公開の対象外ということになりますので、特に問題はないという形で終わっています。結論的にはそういうものが、現実的に、情報提供として開示をされたと聞いておりますので、支障もなかったと理解をしています。

それから苦情16ですが、これは、異議申立てを認めながら、取消書と開示決定書を送ってこないという、それに対する苦情です。平成19年に答申が出ているのに、5年も進行させないということに対す

る苦情だったようです。調査をしたところ、実施機関の事務は、審査会の答申から異議申立てに対する決定まで5年、通常の場合、事務取扱要綱の規定では長くても60日とされていますが、5年経っているということ。それから審査会の意見から異議申立てに対する決定まで2年を要しているということで、これらはいずれにしても、申出人が言うようにあまりにも時間がかかり過ぎているということが、調査の結果、判明をいたしましたので、不適切ということで、是正の意見を出しました。苦情16ですが、是正の意見は、異議申立てに対する決定から本決定に至る部会の開催まで60日余りが経過し、苦情の申出から当該開催まで30日余りが経過していた。実施機関は開示を実施する旨の書面を送付していない、これ以上時間を要する合理的説明は実施機関からなかったことから、直ちに当該書面を送付すべきであると。今後は通知を受けた際には、直ちに総務部政策法務課政策法務室と連携を図りながら、速やかに決定するとともに、同課情報公開・個人情報センターと連携を図りながら、決定書の謄本と併せて当該書面を送付すべきだとしました。なお、実施機関は、この是正通知書24年11月16日付けの5日後11月21日に、開示を実施する旨の書面を申出人に送付したということが、調査の結果聞いております。判明しております。

それから、後3件です。苦情17、18、それから、19ですが、苦情17は、申出人が、政策法務課情報公開センターいわゆる総合窓口において、実施機関の担当者と話をした後に提出をした行政文書開示請求書に対し、実施機関が却下を行ったことに対する苦情です。調査をいたしましたところ、苦情の内容は、担当者に見てもらって、開示請求をしたのに、後で、要するに、開示を却下したというのは、おかしいのではないかとということでしたけれども、結論的には、処理結果等を書いてあるとおり、総合窓口において、開示請求に係る文書の内容を問題なく記載をした旨、申出人は申し出ているが、実施機関の説明によると、その場で、特定はできず、その後、よく調べてみたところ、千葉県行政文書管理規則の内容でしかない、公開を求めているのは、そういう管理規則の公開を求めていることがわかったと。したがって、いわゆる管理規則ですので、行政文書に当たらないということで、却下をしたという実施機関の説明でした。これは、窓口で、一応、開示請求書が形式上の記載が整っているということで、受け付けたとしても、その後、実施機関が調査をして、開示できないという今回のような決定をしたということは、当然ありうることだということ

とで、実施機関の事務になんら不適切な点はなかった、適切だという結論になりました。

それから、苦情18ですが、何度も同じ請求をさせるという。それから、県議会中だからといって、対応をしなかったということに関する苦情でした。これを調査したところ、特に内容的なことに問題はありませんでした。それと、申出人が請求をした日、その時はちょうど、9月の定例県議会の質疑、一般質問になっておいて、実施機関の担当者は、そちらのほうに出るということになっておったようですので、実施機関が、要するに、申出人の要求に応えられなかった、つまり、議会が優先ですということで、対応しなかったということについて、不自然な点はなかったということで終わっております。

最後ですが、苦情19。これは、結果的には、対象にならないということで終わっています。個人情報保護の手引きの内容についてです。苦情申出制度がないから、決定通知書を件名ではなく、内容で書いても良いとしているということが、苦情の申出の中に書かれておりました。これは、調査をしたところ、千葉県個人情報保護条例の規定による開示決定、部分開示決定に対する苦情ということがわかりました。したがって、これは、情報公開条例27条の2第3項の規定による情報公開に係る事務による苦情ではないと判断をいたしましたので、応じることができないという結論になっています。一応、駆け足でやりましたけれども、21件こういう結果でした。

それから、もう1件、苦情7、8、13のところで、皆さんに御報告しなければならないことがあります。苦情7、8は、私と中谷委員が担当いたしました。最終的に、苦情申出人から直接事情を聞こうということで、本人に通知をして、8月24日、去年ですが、午前中に来てもらったと、その際に、苦情13をもう1件持ってきたという事案でした。そういうことになりましたので、苦情7、8と13と併せていう形になりますが、苦情申出人から事情を聞いたと。その際に、問題が起こったということで、実際上は、特に規則等に書かれていない問題なのですけれども、私と中谷委員が、申出人から話を聞くと、これから話を聞きますということを申し上げたところ、申出人が、中谷委員が以前情報公開推進会議で、正確なことは私もわかりませけど、覚えていないですけれども、一部、情報公開請求を濫用しているような方が、いらっしゃるというようなことを、マニアックというような表現を使ったということを、ここで申出人が言い出して、そういう方が、調査に当たるのは、自分としては、納得ができないと。調査に応

じるのだったら、中谷さんの適格性について、質問をしたいという申出を、その場で、突然された。それで、中谷委員と私と事務の方にも入ってもらって、どうしようかと相談をしたのですが、結局、苦情申出人のそういう中谷委員に対する質問は認められないということでは、一致をしました。それを最終的には、苦情申出人に伝えたのですけれども、その後で、要するに、そうでなければ、苦情申出人が、いわゆる事情聴取に応じないという意向が強かったので、それでもう1回どうしようかと話をし、最終的には、中谷さんと私で話をし、私だけ残って、聞きましょうと、聞いた後、聞いた内容は、中谷さんに伝えて、最終的に質問等があれば、質問をして処理をしましょうということで、中谷委員に25分間退席していただいて、苦情7、8について、私だけで、事情を聞いた。もちろん、事務局の方は同じ部屋にいらっしやったという事案でございました。その後で中谷委員に入っていただいて、最終的には、事情聴取は終わったということで、処理をした。これは規則等がない事案で、特にルールがあったわけでもない。皆さんのそういう処理に対する御意見があれば、聞かせていただきたい。最終的には、折角来ていただいたというわけですし、苦情申出人の意見の聴取を他の日にやるというわけにできなかった。優先順位として、それを優先をさせて、私だけで事情を聞いたというそういう形になった。それを一応、苦情処理調査部会と推進会議にこういう結果があったということを調査部会でも報告したと思えますけれども、推進会議にも報告させていただきたいと思えます。今後、こういうことが起こるかどうかわかりませんが、情報公開推進会議はすべて議事録を公開しておりますので、そこで、フリーな意見を言ったことが、そういうようにとらえられて、何らかの形で、問題化されるということが、将来残るといふことでありますので、このことについて、もし、御意見等があれば、お伺いをさせていただきたい。以上です。

松村会長

はい、ありがとうございました。たくさん事案を極めて慎重に、かつ、丁寧に処理していただいたと思っております。それでは、19件プラス2件で21件、内容的には多々ありますので、かなり説明を簡潔にさせていただいたので、わかりにくい点があるという質問、あるいは、処理内容についての御意見、あるいは、推進会議資料というのは、最終的に、ホームページにこのまま掲載されますので、その表現方法、記載方法、こういうものについても含めて、御意見をいただけたらと思えます。その前に、1つ事務局に確認しておきたいのですけ

事務局（上川）  
松村会長

れども、今日、傍聴の方、全然、見えてませんけれども、従前と同じような手続きで、この会議の公開等を周知してあるのでしょうか。

周知方法、変わってないです。

はい、わかりました。それでは、最後に部会長からお話しがあった件は、最後にまた御意見伺えたらと思います。順次、21件について、御質問、御意見をいただきたいと思います。なお、情報公開制度というのは、基本的には、基本的枠組み自体は非常に単純なのですけれども、実際は、情報を取り扱っているということがありまして、非常に、微妙なところがいろいろありますので、その内容がわからなくても、御質問いただければ、適宜、私から、あるいは、事務局から御説明させていただきますと思います。

それでは、まず、順次、1番からやっていきたいと思います。23年の苦情24。これについて御質問、御意見ございますでしょうか。

それでは、私から1点だけ、コメントさせていただきたいと思えますけれども、この処理結果にありますとおり、確かに、形式的に見ますと、行政不服申立てが行われた事案については対象外に条例上読めるかなど。事務要領読んでも、あまりはっきりしないのですけれども。ただ、結局、情報公開制度と不服申立制度というのは、かなり一体的に運用されておりまして、密接不可分となっているのです。審査会制度というのが、情報公開制度の重要な一環というのが理解されておりまして、開示請求から不服申立てを経た上で、最終的に、開示でも不開示でもいいのですけれども、情報の取扱いが決まるというのは、大変制度上重要な事項なのです。今後、千葉県もその流れというのは、時系列で、時間どのくらいかかったのか、把握しているわけですから、仮に、条例上、若干微妙なところありますけれども、仮に対象外だとしても、制度の運営について、広く苦情を受け付けて改善していくと。特に、この制度が始まった当初というのが、開示請求のたくさんあった。さらに、不服申立てもたくさんあって、いろいろ問題が生じていた。その解決方策の一環として、不服申立ても、たくさん不服申立てがあるということも視野に入っていたはずですので、そこを形式的にスパンと切るのではなく、少し、若干、心残りと言いますか。仮に、対象外としても、実態把握し、一定の改善を促す、問題があれば、改善を促すことがいいのではないかと、考えます。そういう意味で、コメントを書いていたのだらうと考えています。

苦情2ですが、これは保護条例のことですので、対象外だということです。よろしゅうございましょうか。

24年度に入りまして、苦情1、送付書を付けずに謄本を送ったということでございます。これも情報公開の事務に係る苦情ということで、処理をしていただいております。よろしゅうございましょうか。情報公開について、特に、表文が必要だという特殊な事情があれば別ですけれども、あえて、情報公開についてのみ送付書が必要だという特別なものもないのではないかと考えてよろしいのではないかと考えております。

24年の苦情2ですけれども、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。御質問、御意見よろしいですね。

それでは、苦情3でございませうけれども、カラーコピーです。これは、結局、相場としてはどうなっているのでしょうか。

事務局（鈴木）

はい、各県結構まちまちでして、本県は70円ということですが、本件より高い県もありまして、高いものは100円というところがあります。千葉県が高めのところではありますけれども、必ずしも、一番高いということではないということでもあります。件数的に言うと、他県の調査からですけれども、50円というところが13県ほどあると、千葉県より高い県は4県ほど、千葉県と同じが3県くらいということで、ただ、言い方が良くないかもしれませうけれども、10円、20円くらいの差を、どう考えるかということが、あるかと思うのですけれども。先程、菅野委員からの御説明からすると、飛び抜けて高いというところではないという認識でございませう。

松村会長

はい、ありがとうございました。私も実は、他の自治体でまさにこの手数料条例の改正という審議を行っているのですけれども。直接的な経費を勘案した結果で、70円とか、いろいろたたいっているのですけれども。実際は、受付から始まりして、いろいろな内部の処理とかで考えますと、膨大なコストがかかっております。50円とか70円とか話ではなくて、けたが2けたも3けたも違うというくらいの議論なのです。とりわけて高いとか、特殊な事情がなければ、事務局で妥当性は判断されているということで、よろしいのではないかと思います。

24年度の苦情4ですけれども、これ、いかがでしょうか。先程、部会長の説明と併せて読ませていただいて、気付いたのですけれども、処理結果等の文書の第2段落のところですが、失当といえるところで書いてございます。その次に、しかし、という形で、非難されるべきではないとつながっているのですけれども、この文書だけですと、あれという感じがするのですけれども、そこはいかがなのでしょう。

部会長の説明の中にありましたように、補正というのは、形式上、請求要件を満たしていない場合に、条例に基づいて、その権利を発動するわけです。適正な権利として、満たすための条件を満たすために、手続きをやれということをしているわけです。そこで、満たしているのに、補正を求めるといのは、後ろの方でむしろ、逆にそのように言われていると思うのですけれども、条件満たしているのに、補正を求めるのはおかしいという論点があるのですけれども。ここはどういう説明になるのでしょうか。

菅野委員

今日の資料の23ページから24ページに書かれた処理結果通知のところに書かれているのですが、私の説明のし忘れということかもしれないかもしれませんが、これは、請求者が、国保法施行令72条と記載をされていたのですが、確か、調べてみたら、国民健康保険法施行令ではなくて、ここに記載されている条文は、現実には存在しなかったようです。72条と書いてあるのですが。それで、調べてみると、国民健康保険法の誤記ではないかと、施行令と書いてあるのだけれども、国民健康保険法これこれということの誤記だろうということを考えて、わざわざ補正を求めたということのようです。だけれども、これは、補正を求める程のことではなかったというのが、判断の前提としてありました。見たら、法律の条文を見れば、国保法施行令と書いてあるけれども、これは、国民健康保険法ということの誤って施行令と書いてあるのだなというのが判断できたのではないかと。だけれども、実施機関としては、それについての補正を求めたと。どっちなのだというような話です。そういう意味で、ここに書いてあるように、要するに、補正を求めた行為は、形式的には失当とは、今、言ったように、条例7条の2項から言うと、形式上不備があるというところまではいえないから、そういうことで補正を求めるといのは、本来的には、必要がなかっただろうと。ただ、条文が存在しないという意味で、求めてしまったということまでを非難することはどうなのかなという、文書がわかりにくいのですが、そういう趣旨で理解をしていただきたい。

松村会長

わかりました。御説明をお伺いをして、趣旨はよくわかりました。どうしますか、この文書だけを読むと、少しわかりにくいので。これは、処理を変えるということではなくて、一覧表の書き方を、この会議の議論を踏まえて、多少修正するということは可能ですか。

事務局（鈴木）

詳しくわかりやすくするということは、対応できると思います。

松村会長

そこまで言われる方がいるかどうかわかりませんが、少なくともこの文書だけ見ると、あれということの思ってしまうかもしれま

せんので、部会長の趣旨を的確に入れた方がよろしいのかもしれない。検討いただければと思います。

次に、次のページ、24年度の苦情5、いかがでしょうか。若干、私から御質問といいたいでしょうか、補正の内容は適正であったという御判断されているかと思うのですけれども、それについて、少し、直接、処理結果に書いていないのですけれども、そこは記入することは可能でしょうか。

菅野委員  
松村会長

それは可能ではないでしょうか。

苦情の内容というのが、補正要求がされるのはおかしいという苦情ということで整理されております。それについて、直接、処理結果のところに受ける形で書いていない。苦情の内容というのが、直接、受けた形で処理を、1行でも、2行でも書いた方がわかりやすいかなと思います。よろしいでしょうか。

菅野委員  
松村会長

はい。

処理自体に特に意見を申し上げているのではなくて、この資料の整理の仕方が、でございます。

24年度の苦情6、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。それでは、苦情7、8、13です。一括、かつ、先程、事情聴取の問題、御議論いただくとして。御質問、意見いかがでしょうか。これも苦情7のところ、若干、気になりますのが、苦情の内容というところと処理結果等というところが、若干、ピンポイントで合っているのかなというところが、少しするのですけれども。私も詳しいことは忘れましたが、苦情の内容というのは、請求の取下げを迫りうんぬんかんぬんというところ。処理結果のところ、第2段落のところ、書かれてあるというところですか。

菅野委員  
松村会長

そうですね。書いてあるということです。

第3段落のところでは、若干、違うことが書いてあるのです。これは、調査した結果、そういうことが出てきたからという意見の通知のところにつながっているという理解でしょうか。

苦情8についてですけれども、千葉県の情報公開で、開示のときに説明責任のようなものをどのようにとらえられているのでしょうか。少し、国とか他の自治体とか、基本的には当該文書を開示することが、すなわち、開示決定を行い開示することが、すなわち、説明責任を果たすことだという意味で解されているのです。説明をするというのはむしろおかしいというのが、基本的な考え方だと思うのですけれども、少し、要領等を見ると、若干、説明するみたいなことが書いてあるし、



そういう点が論点になっているのですけれども、聞いてて、あれと思ったのですけれども、どういう考えで、どういう処理をやられているのか、少し、御説明願えますか。

事務局（飯田） 先生方おっしゃっていただいたとおり、県の持っている説明責任は、本来、行政文書を開示することによって満たされる、遂行されるというのが、原則であろうかと思いますが、現実的には、知りたいと思う情報について、文書を開示しただけでは、窓口に見えた開示請求者の得心が得られないということが、実例として多々あるものですから、その時には、相談調整の相談の一環として、原課の担当者に連絡を取って、対応可能であれば、対面の上、補足説明をするという対応が、現実的にはとられておりました。

松村会長 ここで出ているように、窓口の担当者が説明する体制にあるないというのは、開示の実施に影響しているということであれば、逆に言うと、本末転倒のような気がする。そのところは何か考えがあるのですか。

事務局（鈴木） できるだけ、説明できる分は説明していこうというところでの対応をとっているということなのですから、そのために少しやり過ぎたということは、否めないかなと思います。開示決定の制度的な取扱いと事実上の窓口の対応のところ、うまくかみ合わなかったかなというところがあるかと思えます。

松村会長 確かに、開示のときにできるだけ、請求者に説明を併せて行うという体制がとればいいのですけれども、それに引っ張られる形で、本来の部分の開示決定、開示決定の実施等が引っ張られると誤解を生じるということで、たぶん、部会でも同じような判断がされているのだらうと思われま。その点は、やはり考えた方がよろしいのではないかと思います。

菅野委員 今回の点、おっしゃっているとおり、調査の段階で、こちらも検討して、情報公開事務の手引きの125ページ、事務取扱要綱の説明なのですけれども、(3)のところ、こういうことをわざわざ書いてしまっているのです。「開示は担当課の職員が行い、必要に応じて、内容についての説明をする」ということ、正直なところ、ここまで書いてしまうと、今回の苦情申出人が言うように、当然作成者が来ないと説明できないでしょうという話になって、混乱をしたということで、議長がおっしゃっているとおり、開示することによって目的を達せられるので、その説明というのはその後の話なので、開示するときに職員が立ち会って、内容の説明をしなくてはいけないのかというと、普

通はそれはないわけです。それがどうも事務取扱要綱にも、それから教育委員会の実施要綱にも、そういうことが書いてあるのです。それを逆手にとったという話になったということだと思ふのです。ここまで書く必要があるのかという問題です。

松村会長

原則としては、開示請求を受けて、文書を開示する、あるいは開示できないということをお知らせするというので、中には、私の経験では変な説明をすると、釈明するなということをおっしゃるケースもありますけれども。何が原則かで、その上で、さらに県民の便宜にどれだけするかということだと御理解いただければいいのではないかと思います。

それでは、苦情13のところ。これも、たぶん、部会長の説明でわかったのですけれども、開示日時についてという文書を発送した段階で、開示決定を行われてなかったということですか。開示の実施の調整にいろいろ手間取って、開示の決定自体が実質的に遅れてしまったということなのでしょうか。

菅野委員

そうですね。そのものも遅れたということですね。

松村会長

これも少しお伺いしたいのですけれども、実際によっては、開示決定より先に文書で行っておいて、それ以降、日時の調整をするというところもあるのですが、千葉県の場合は、開示前に調整をするというやり方をとっているのでしょうか。

事務局（飯田）

開示の日時と場所につきましては、開示決定等を行う際に、あらかじめ調整しまして、開示決定通知書に表記することを原則としております。

松村会長

そこで結局、調整が遅れるとこういうことになるので、それはそれでいいのですけれども、ある意味、日程調整が仮に遅れるのであれば、開示決定だけ先にうつとか、臨機応変にやっていただければ、問題は生じないのであるかと思います。

苦情7、8、13について、よろしゅうございましょうか。

それでは、苦情9に戻りたいと思います。苦情9は特に書籍の話ですか。苦情10取下げ。苦情11は案が送られてきた。少しみっともないのですけれども。今後、改善していただきたいということで。苦情12。よろしいですか。苦情13、先程済みました。苦情14はどうでしょうか。32課にまたがるということで、これは、先程の部会長からの話も若干ありました。申出人からされていますけれども。これは、補正という形でやっていますけれども、実は補正の内容ではないということでしょうか。

菅野委員

はい、そうです。実際は、少し説明し忘れていたのですけれども、32件だと思いましたが、行政文書名を特定した目録を付けて送っているのです。補正してくださいと言いながら、結局、出てこないで開示決定しているのです。特定は32件してたのです。それを補正してくれという文書を後ろに付けていたと。だから、実際的には、補正というのは、どれが欲しいのですかということを知りたかったという内容で、補正ではなかったのだということです。結局は補正に応じなかったということで、32件について開示決定ないし部分開示決定をその後した、そういうような案件でした。

松村会長

はい、結果的には、事務局もそういう手続きの流れからいって、特定されていないというのではなくて、部会長おっしゃったように、対象をもう少し請求の趣旨に沿って、絞っていただけないでしょうかというお願いをしたということを、補正という別の手続きを使ってしまったということかもしれません。普通、そんなに問題にならないのでしょけれども、若干、やはり形式上見れば、請求が形式上整っていないからという法令上の手続きと、対象をもう少し絞っていただけないでしょうかというお願いというのは別物だということ。こういう意見も出ることがあり得るということを前提に、適宜に、やっていただければと思います。

苦情15ですけれども、よろしいでしょうか。

苦情16ですが、若干、疑問があるのですけれども、これは政策法務課も関係しているということでしょうか。その前には、非常に長い間かかっている、かつ、その理由が明らかにされていないという。その点は事務局としていかがでしょうか。

事務局（鈴木）

最終的な決定書、異議申立てがでますと、審査会に諮問しまして、答申を出します。その答申を受けて、実施機関が決定書なり裁決なりを出すのですけれども、基本的に、これはそれぞれの業務を担当している担当課で、決定なり裁決をします。それを政策法務課でそれを担当するセクションがありまして、要は、中身を法的な観点からチェックするという作業を政策法務課でやっております。そういった意味で政策法務課との関わりはあります。いろいろ理由はあるかもしれませんが、好ましくないということで、こういう苦情等を受けまして、政策法務課でも動いて、結果として、処理が進んだと聞いております。

松村会長

それで、保険指導課、原課で遅れた理由があるということであれば、具体的には、本件について遅れた理由というのはどういうことなのでしょうか。

- 事務局（上川） この課、非常に忙しいということと、ここの担当の事務に係る個別の要因と聞いております。
- 事務局（鈴木） 今、担当が申し上げたことに尽きるかと思いますが、なかなかこの決定書を書くということについて、実は難しい部分がございます、そういう意味で、普段の業務とのかねあいで、手が回らなかったのではないかと推察されます。
- 松村会長 理由ははっきりしないという中で、お伺いしているのです。やはり原因がわからないと今後こういうことが再び起こらない、完全にできるのかどうかわからないのではないかという趣旨でお伺いしているわけですけれども、もし、そういう理由であれば、それはやはり政策法務課なりがきちんと御指導いただくということではないかと。
- 事務局（鈴木） おっしゃるとおり、県としてそういう問題が、この課も含めてありましたので、具体的手法を申し上げますと、ある意味専門的な知識を持った方を任期付きで採用するようなことをして、そういう決定書、裁判で言うと、判決を書くような難しい作業の面がありますので、専門知識を持った方によって処理を進めたということはやっております。
- 松村会長 よろしくお願ひしたいと思ひます。次、苦情17ですけれども、いかがでしょうか。実は、苦情17について、若干、お伺ひしたいということがありますが、よろしいでしょうか。確かに、条例上は法令等は対象外ということになっておるのですけれども、例えば、情報公開条例という開示請求があつた場合には、当然、対象外ということになるのです。何とかの根拠がわかる、こういうことが知りたいと、こういうことがわかる文書ということを探索していった結果、内部文書がいろいろあると、そういう中に、文書の根拠があるという場合には、それも対象文書になるというのが、一般的な考え方ではないかと思うのです。国の場合は少なくともそういう処理をしておりましたし、多くの自治体でもそういう処理をしたのかなと思つたのですが。ここの処理というのが、若干、それと違うという気が、少し気かりなのですけれども、そのところはいかがでしょうか。
- 事務局（鈴木） 行政文書をどう特定するのかということがあるかと思ひますけれども。取扱いについては、中身を研究させていただきたいと思つております。私の古い知識で言ひますと、昔は、今条例の作り方が違うのかもしれませんが、図書館にあるようなものは、本みたいなものは、対象外というようなことがあつたと。その辺の取扱いが、考え方として固まつて、十分対応しきれていない可能性もあるように思ひますので、

検討したいと思います。

松村会長

私も具体的な事案そのものを承知した上で、お話ししていないので、一般論として申し上げておりますので、最近は、県の解釈運用あるいはそれを踏まえた上での審査会の判断、情報公開審査会の判断、そういったことも整合性をとる形で、もし、検討の余地があるのであれば、少し精査をしていただければと思います。

苦情18ですけれども、いかがでしょうか。

それでは、苦情19、いかがでしょうか。

専ら私が御意見、御質問を申し上げたので、もし、併せて全体的な観点で、もし、委員の方が御意見があれば、お伺いしたいと思います、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、先程、部会長から最後に皆様の御意見をお伺いしたいと、公開の審議会のいろいろな形の我々の自由な審議ということにもかかってきますし、その点についての取扱い等、気をつけるべき点も含めて、御意見いただきたいという趣旨の御発言あったかと思えますけれども、いかがでしょうか。部会長何か補足することございましょうか。

菅野委員

大変御迷惑をおかけしたと。

中谷委員

考え方2つあると思うのですけれども、私初めて出席させていただきました、傍聴人席があるというのは気が付いておりましたけれども、苦情を申立てた方自らが出席されているとは、全然、そこまで頭が回らなかったものですから、より適切でわかりやすい表現をしたつもりです。ですから、1つの方法は、初めて参加する委員の方に、傍聴制度があつて、苦情等の申立てをされた方も参加されてますよという説明をすれば、ある程度良識ある方は言葉を丸めて発言するだろうということなので。そういうことを言うか。もう1つは、そういった問題は、先程先生方がおっしゃってましたように、今回私の事例とは異なる理由で、この委員については、調査委員としては不資格だとかという拡大する危険性を当然はらんでいることは十分考えられますので、その線引きをどうするかという2つの狭間の中で、県当局でお決めいただければ結構かと思えますけれども。結果的には御迷惑をおかけいたしました。申し訳ございませんでした。

松村会長

御承知のように、裁判官制度の中で、裁判官の忌避ということがありますし、現実に忌避に該当すれば、実質的に少し関係があるから、あえて審議には加わらないでということで、最高裁の判決などには、小委員会、小法廷が5人か6人ですけれども、4人だったり、3人だったり、という例がいっぱいあります。国の審査会でも、忌避制度と

いうものを規定してはありますが、それ以外に若干関連しているから、少しやめておこうということが例としてありました。もし、あえて、ルール化する必要はないと思いますけれども、事前にそういうことが何回か起こるようであれば、そういうことも少し検討していくということで、安易に、実質的に審議に加われないというようなことになってしまうと、調査審議に差し障りがあるというケースも出て参りますので、動向をみながら、検討していくということぐらいかなという個人的に思いますけれども。いかがですか。はい、どうぞ。

勝又委員 申出人への口頭の調査というのは、結構かなり行われるのですか。かなり一般に行われる、行われざるを得ない状況というのがあるのでしょうか。全体的な質問で恐縮ですが。

菅野委員 直接に申出人に来ていただいて、調査を行うことは極めて例外的です。少ないです。1年に1人、事情聴取するかどうかです。

洪沢委員 中谷委員が言われた1つ目に似ていることなのですが、住民代表ということで、福祉の関係の団体の推薦を受けて参加させていただいたのですが、2年間、正直ついていくことでいっぱいいっぱいという感じでありました。個人的には2年間勉強させていただいて良かったなと思っているのですが、これは、団体側の問題ということもひょっとしたらあるのかもしれないですけれども、初任の住民代表の者が委員になる時に、最初の会議の前に、少しオリエンテーションのようなものを事務局でやっていただくと、最初から発言の問題ということだけではなくて、会議を理解した上で参加できるのではないかなと思いますので。お願いします。

松村会長 今のことも含めて、今日の議題は、21件の案件、それから、今、この審議会の運営等についてですけれども、御意見ありますか。よろしゅうございますか。

中谷委員 今日で最後と思いますので、1点だけ。大した意見でも何でもないですけれども申し上げさせていただきます。恐らくこの会議の話題と関係ない、違うのだらうと思うのですけれども、今日は出ませんでしたけれども、毎回、年度のまとめというようなものが出ます。件数何件という。部署ごとにどうだったという。あれを見ていつも思っていたのですけれども、定量的に数字をおまとめになるのは、御苦労で、大変結構だと思うのですけれども、普通、あのようなものをまとめると、したがって、今後こうという。私は体質的にそれを教えられた、次の目標というか、方向性を出したくなるのです。つまり、こういう傾向の開示請求が多かったから、必ずしもイコールではないと思うの

ですけれども、こういう内容でもって、自ら県が積極的に事前の情報提供をしておこうというような、例えば流れとか、何かその辺が私には見えなくて、恐らく別の場で、別のセクションでいろいろ検討されているということだと思えるのですけれども、単純に良く知らないまま2年間出させてもらって、何かこう後始末的なものなのかな、もっと前向きなことを別の場で検討されているのだろうなという印象を受けつつ、過ごさせていただいたのですけれども。ぜひ、受け身ではなくて、自らがどういふように情報提供していけば、より県民に情報提供できるのか、あるいは、村社会で以前あった不正みたいなものをクリアにすることによって防止するのかということをやっていただきたいというのが素直な印象です。

松村会長

今、中谷委員から御発言というのは大変重要だと思います。県民それぞれが開示請求権を持つということが、制度の根幹ですけれども、今の情報化社会で、わざわざ請求しなくても、多くの県民が必要とするような情報については、積極的に提供していく、そのための手段というのは、むしろ請求していただくよりも、行政側がより安価に対応できるという面もありますから、大変重要な御提言だと思いますし、ぜひ事務局でも活かしていただければと思っております。ほかに、よろしゅうございましょうか。はい、それでは、議題としての苦情処理等の報告については終わりたいと思います。その他ということで、事務局から何かございますでしょうか。

事務局（鈴木）

事務局は特段ありませんが、一覧表のなかで理由をわかりやすくという話がございましたが、その内容については、会長に確認させていただくということでもよろしいでしょうか。

松村会長

はい、事務局と私で相談いたしますけれども、部会長にも御覧いただきたいと思っております。部会長と事務局で補正するというところで。

先程、少し触れたのですけれども、まだ時間ございます。実は、部会長から前から話があったのですが、苦情処理の14番、先程、若干、補正の取扱いについて、この際、委員の間で意見を交換してみてもどうかという提案がございますので、部会長、少し御説明お願いできますか。

菅野委員

御存知のとおり、補正問題で苦情を申立てている件が、過去かなりあります。今回も苦情14が1つで、苦情14以外にも補正請求権の濫用だとか、そういうような形で苦情が出たり、それから、苦情の中で、補正が問題にされているということもございます。補正は、条例7条の2項というところで、実施機関は開示請求書に形式上の不備が

あると認めるときは、開示請求をした者に対し、要するに、補正の求め、補正を求めることができるという形で、規定をされていて、この補正を求めるということが、かなり実際の話は、実施機関から都合よく利用されているということが実態で、若干、形式上の不備ということを超えて、補正請求が行われている。今回の苦情14についても、正直なところ、補正というか、もともと32件の請求、32か所か32件か定かでないのが申し訳ないのですけども、いずれにしても、1つの請求で、32の情報公開をしなければならない、というようなことで、たぶん、32か所になるのだらうと思いますが、これでは少し大変だという頭があったのだと思いますが、いわゆる実施機関、教育委員会ですけれども、情報公開請求者に対して、条例7条2項に基づく補正というような形で記載をして、それで、補正を受けた申出人はこの種の問題に精通されている方だったものですから、即座に苦情処理の申立てをされたところ、実施機関は、32件をすでに特定をしていたので、結局は補正は空中分解をして、情報公開、公開といっても部分開示とかそういうことかもしれませんが、決定をされて終了したということで、これは明らかに形式上の不備を超えた内容の補正を求めたという事例の1つだと。これ以外にも一昨年ですけれども、建築確認申請書の膨大な調査をしなければならないといけないというような事案について、やはり補正を求めて現実的には却下をしたという事例が、一昨年ですがありました。それもやはり、形式上の不備ではないだらうということで、少し形式上の不備という法律上条例上の文言が、十分に形式上の不備にとどまらない、補正請求権に使われていると、この辺を少し議論をして、どこかで整理をしないといけないのかなと思って、問題提起をさせていただいたということがあります。以上です。

松村会長

ありがとうございました。若干、説明しておきますと、開示請求権は、一定の様式という形式があります。一番重要なのは、どの文書を請求しているのかということをはっきりとすることなのだと思います。往々にして問題があるのが、非常に膨大な、内容がわからない、請求を受けている文書がわからないということになると、特定されていないから、何を請求しているかわからないからということで、補正に応じないと却下となるわけですけれども、今のような話で、対象文書が膨大だというときについて、特定されていないではないかという議論で却下する。請求として認めないというやり方をする。ただ、これについても最終的には不服申立ての対象になり、裁判の対象になると



いう意味では、結局争われるわけですがけれども。唯一違うのは、却下の場合には、情報公開審査会にいかないという手続きの違いがある。いずれにしても、そういう形で、補正というところが、若干、今、部会長おっしゃったように、形式上の不備ということを超えて安易に使われているきらいがないではないということだろうと思います。ただ、先程の特定が大量のものについて、たぶん、特定されていないから、特定してくれという補正を出して、結果的に却下したということであれば、たぶん、特定されていないという判断をした結果だろうと思います。特定については、かなり裁判所は厳しい立場をとっていますから、その判断、最後までつかということは、別問題でありますけれども。もう一度そういう議論になろうかと思えます。そこは、事務的には補正自体も行政指導と理解されていると思えますけれども、この補正という手続き以外の、そういう行政指導といいますか、お願いといましようか、それを行う手段というものは具体的に何かあるのでしょうか。

事務局（飯田） 総合窓口におきましては、文書の範囲が不明確であったりとか、何を特定しようとする意図なのか、判別しないということで、どういう文書があるのか、どういう文書なら応じられないということを、担当課と開示請求者の間に立って、窓口が調整するということは多々あります。さらに、文書が膨大であれば、事前に連絡をして、絞り込みを要請する。要請という言い方も変な形ですがけれども、意図を確認することをやりますが、開示請求者によっては、むしろ、文書でという形を求める方もないわけではないと思います。そういうところが、窓口におきましては、対応は難しいなと感じているところです。

松村会長 文書で絞り込みのお願いをするときに、どうするか。条例上の補正という手続きを使ってしまうと、それは補正の話ではないではないかと言って、正論を、指摘されることになる。何か、事務連絡という形でやるという形を考えられますか。

事務局（飯田） 十分に研究させていただきたいと思えます。

事務局（鈴木） 担当からは疑問点もあるのですが、会長がおっしゃるように、事務連絡あるいは何らかの文書なりでやることは可能と考えております。量が多いので、どうしようかというところで、相手方に通知するのは補正しかないと考えてしまったり、補正の考え方が少し十分理解されていない面があるのかなと感じております。

松村会長 補正を求めるというのは、補正に応じなければ却下という処分をやりますよという判断の上でやると、それ以外のものは、別途何らかの

形で、通常は、電話とか何かでやると。相手が文書でよこせと言ったら、仕方がないから、事務連絡か何か使う。あるいは、担当名でやってしまうとか、国の場合でも結構そういうことをやっておりました。どうしても文書、とにかく電話に出ないという人もいますから。いろいろな人がおられますから、何らかの形で、相手に伝えるときは文書でしか伝えられないときに、補正と混同しない形で、何かコミュニケーションを図るという、そういうことを御検討されたらいいのではないのでしょうか。今の件は、部会長よろしいのでしょうか。

菅野委員  
松村会長

はい。

それでは、一応、今日は傍聴の方もおられませんし、予定した議題はこれで終わりたいと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。それでは、本年度の第1回、25年度第1回千葉県情報公開推進会議を終了いたしたいと思います。ありがとうございました。